

○ 市町村サービス一覧【三好市】

【注意事項】

- この表は、令和8年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和8年4月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	市民課本人確認時の権限確認	同居所別世帯の親族として申請が可能		○		市民課	0883-72-7609	
2	市営住宅の入居申込	事実上婚姻関係と同様の事情にある者として入居 申込が可能		○		管理課	0883-72-7681	
3	三好市高齢者等タクシー利用助成事業	同一世帯員、若しくは世帯が異なる親族等と同様の 事情の者として申請が可能		○		長寿・障害福祉課	0883-72-7612	
4	市立保育所・認定こども園の送迎	父母と同様に送迎が可能	事前手続きが必要	○		子育て支援課	0883-72-7648	
5	市立幼稚園の送迎	父母と同様に送迎が可能	事前手続きが必要	○		学校教育課	0883-72-3555	
6	市立小中学校の送迎	父母と同様に緊急時の送迎が可能	事前手続きが必要	○		学校教育課	0883-72-3555	